

令和 8 年度違反建築防止週間実施要綱

1 目的

この週間は、建築基準法その他建築関係法令の目的・内容について、広く県民の理解と認識を深めて、違反建築の防止を図るとともに、建築基準法が定める諸手続の徹底を図るための取組を実施することによって、建築物の安全性の確保と良好な市街地環境の形成に資することを目的とする。

また、この週間は、「第 8 次福岡県建築物安全安心実施計画」の推進すべき施策のなかでも特に違反建築の防止を目的とした施策を重点的に実施する期間として設定したものである。

2 期間

令和 8 年 10 月 15 日～令和 8 年 10 月 21 日

3 実施主体

福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市

4 今年度の重点目標

- (1) 検査（中間・完了）の的確な実施
- (2) 違反建築物対策の強化
- (3) ブロック塀等の安全確保対策の強化

5 具体的実施項目

- (1) 違反建築防止週間及び建築基準法の目的・内容の周知

- ① ポスター、垂れ幕等の掲示や各種広報を行い、本週間の実施前の段階からの PR に努める。
- ② 市町村及び関係団体に対して広報・協力依頼を行い、地域住民や関係団体会員への浸透を図る。
- ③ リーフレットの配布等により、建築確認申請や中間検査、完了検査の手続き、工事監理者の選任の必要性、及びブロック塀等の安全確保の必要性を周知徹底する。

- (2) 違反建築への迅速な対応

「令和 8 年度一斉建築パトロール実施要領」（各特定行政庁作成）により一斉建築パトロールを実施する。次の 4 点を重点事項として建築物及び建築工事現場等の点検を行う。

- ① 中間検査及び完了検査申請の周知、指導
- ② 違反建築の防止・是正指導
- ③ 確認表示の指導
- ④ ブロック塀等の点検や適切な維持管理の必要性の周知、及び危険性が確認されたブロック塀等の補修・撤去の指導・助言